

大阪市告示第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（令和6年大阪府告示第1364号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月2日

大阪市長 横山英幸

1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画道路事業

（1・3・10号淀川左岸線（2期））

2 縦覧場所

大阪市福島区野田6丁目2番16号

大阪市建設局淀川左岸線2期建設事務所

（計画調整局計画部都市計画課）